

国民健康保険制度に関する最近の注目すべき動向について

1. 国保税の課税限度額を「109万円」から「113万円」に引上げ(令和8年度から)

- ▶ 高所得者の負担を上げて、中間所得層の負担緩和に繋げることを目的に、8年度税制改正の大綱に盛り込まれた。併せて、国保税の軽減判定所得のうち、5割軽減と2割軽減の判定所得を引き上げることも明記された。

(3月末の関係法律の改正を受けて、国民健康保険税条例の一部を改正予定)

●令和8年度 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額

	医療分	後期分	介護分	子ども分	合計
引き上げ前	66万円	26万円	17万円	—	109万円
引き上げ後 (引上げ幅)	67万円 (+1万円)	26万円 (増減なし)	17万円 (増減なし)	3万円 (+3万円)	113万円 (+4万円)

2. 本町国保被保険者のマイナ保険証の「利用率」の状況

対象月	R7.10	R7.11	R7.12
山都町	58.4%	60.1%	61.4%

3. 高額療養費制度の見直しについて

- ▶ 厚生労働省から、秋までに改めて検討を行い方針を決定することとされています。
(裏面のとおりに)

高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8～		R9.8～	
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	月額上限	年間上限
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	342,000 + 1% <140,100>	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)	—	—	—	—	303,000 + 1% <140,100>	—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)	—	—	—	—	270,300 + 1% <140,100>	—
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	—	—	—	—	209,400 + 1% <93,000>	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	194,400 + 1% <93,000>	—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)	—	—	—	—	179,100 + 1% <93,000>	—
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	110,400 + 1% <44,400>	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)	—	—	—	—	98,100 + 1% <44,400>	—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)	—	—	—	—	85,800 + 1% <44,400>	—
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	—	—	—	—	69,600 <44,400>	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	65,400 <44,400>	28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)	—	—	—	(※1)	61,500 <34,500>	22,000 (年21.6万)
非課税 [70歳未満]	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	36,900 <24,600>	—
非課税 [70歳以上]	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	25,700 <24,600>	13,000 (年9.6万)
一定所得以下 [70歳以上]	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	15,700	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。